沖縄返還

沖縄

1. サンフランシスコ講和と冷戦

* 講和；米英両国の代表により沖縄の潜在主権が日本にあることが確認された。

（『他策』、38頁）

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。（第三条）

データベース「世界日本」（代表：田中明彦）；「サンフランシスコ平和条約」（1951.9.8）

<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/docs/19510908.T1J.html>

* 冷戦の激化・中国大陸における共産党政権の出現

　→アメリカの西太平洋および東アジアにおける軍事戦略上の「重要な要石」

　　（『他策』、39頁）

* 「岸信介首相とアイゼンハワー米大統領との共同コミュニケ」（1960.6.21）

「総理大臣は，琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本

国民の強い希望を強調した。大統領は，日本がこれらの諸島に対する潜在的主権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら，大統領は，脅威と緊張の状態が極東に存在する限り，合衆国はその現在の状態を維持する必要を認めるであろうことを指摘した。大統領は，合衆国が，これらの諸島の住民の福祉を増進し，かつ，その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。」

データベース「世界と日本」http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19570621.D1J.html

　　　　　最終閲覧日2018/7/6　神谷不二は日本の潜在的主権を再確認したのはこの共同声明においてであったと述べ

ている。［神谷、98］

1. 佐藤栄作内閣総理大臣の沖縄訪問に際してのステートメント（1965.8.19）

沖縄同胞のみなさん。

　…沖縄が本土から分れて二十年、私たち国民は沖縄九十万のみなさんのことを片時たりとも忘れたことはありません。本土一億国民は、みなさんの長い間の御労苦に対し、深い尊敬と感謝の念をささげるものであります。私は沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとつて「戦後」が終つていないことをよく承知しております。これはまた日本国民すべての気持でもあります。…

<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/exdpm/19650819.S1J.html>（下線部－菊地）

1. 返還をめぐる議論

* 自民党の施政権返還の模索（『他策』、50頁）
  1. 先島返還論（部分的返還論）

一般行政地区を分離。あるいは宮古・八重山諸島だけでも、可能なところから返還を求めるべきという意見。

* 1. 機能別分離返還提案（森清総理府総務長官）

教育権の機能別分離返還提案。1966年8月、沖縄で非公式に述べられた構想。

　　　→総務長官の諮問機関として、沖縄問題懇談会が発足。　（構想の検討）

　　　　のちに総理大臣の諮問機関として「沖縄問題等懇談会」に改称　（『他策』、62頁）

* 核つき返還か、基地自由使用か、本土並みか、基地全面撤去か（『他策』、51頁）

1. 佐藤内閣の南ベトナム訪問

　　→東南アジア諸国歴訪の一環。ベトナム和平の道を探る

（沖縄返還の相関関係があるか）

　　　アジアの一員としての積極的な役割を果たす日本外交の姿勢⇒訪米

　（『他策』、54頁）

「両三年内」の沖縄返還交渉

（1）「隠密旅行」　（『他策』、68-73頁）

* 沖縄返還交渉；福田赳夫（自民党幹事長）からの打診（1967.9.29）
* 1967年、ワシントンへ

　→米政府の沖縄返還問題に関する意向、今後の首脳会談と共同声明でのその問題の

取り扱い方についての方針などを打診するため。

　10.18-20　沖縄（沖縄の復帰問題研究会からの招待）高坂正堯とともに。

10.24　 ダレス空港に到着

10.25　 モートン・ハルペリンと会う。

　　　ジョンソン大統領→ベトナム政策に関する内外からの批判で頭一杯。

　　　佐藤首相はベトナム政策に理解を示すのみならず、できるだけ高く評価し、

それに関連し、南ベトナムに対する非軍事的援助の増大あるいは東南アジア

地域全体への経済援助の増大を約束すること。＝大統領への「贈り物」にな

るだろう。（沖縄返還の譲歩になる可能性）

　　　10.27　　ウォルト・ロストウ大統領特別補佐官に会う。（ホワイトハウスにて）

　　（「」なし）

　　大統領からの要望

　　　①ベトナム問題について首相の意見

　　　②南ベトナムを含む答案アジア諸国への日本の経済的な援助をできるだけ

　　　　増大すること

　　　③安全保障上の日本の決意と努力の表明

10.31　　 ハワイにてトインビーのインタビュー。

（2）「両三年内」を共同声明に明記　（『他策』、78-80頁）

* 11.5　福田赳夫に会う。

　→ロストウとの話をもとに報告

+今度の首脳会談での交渉上の基本方針についての若泉の見解

以下の3つの形式のうち、いずれかでも合意できれば望ましい

　①返還の時期を二年ないし三年以内に決定する努力する。

　②一九六九年までに返還の時期について合意に達するよう努力する。

　③返還に合したとき返還する

* 11.6　首相官邸へ。佐藤総理から正式に沖縄問題に関する助力が求められる。

　※11.1　沖縄問題等懇談会（総理の諮問機関）の中間報告（以下、一部）

　　「沖縄・小笠原諸島に対する施政権の早期返還を期して、その実現の具体的方針に

つき基本的の了解をうること。なお、ここ両三年の内に施政権の返還時期を決定

することの合意をみることが望ましい」（中野好夫『戦後資料 沖縄』613-4頁）

　　　　→「両三年内」というのは困難であると若泉が率直な所見を述べた。

* 11.8　首相官邸の執務室で総理と会う。

　→総理の要請　公式の特使として隠密に渡米することが決定。

　返還時期決定の目途づけを焦点に。「両三年内」を共同声明に盛り込めるか。

（3）ロストウ特別補佐官との会見（11.11）

* ロストウの問い；「日本人は、もし沖縄の米軍基地が日本をふくむ極東の安全にとって役立っていると考えるのなら、施政権返還後その機能の維持をどのように保証してくれるのか。」（『他策』、91頁）

　　　→若泉の反応；（安全保障上の配慮を理解した上で）「しかし、何も私は、いますぐ、

沖縄を還してくれと言っているのはない。ただ返還の時期の決定をここ数年の間

に行なうと約束してくれないか、と言っているのだ。」（『他策』、92頁）

* 総理提案を大統領へ伝えること+若泉の訪問の秘匿　（『他策』93-4頁）

　　　→13日に返事。

　　　　ロストウからの電話「ジョンソン大統領にはよく伝えた。彼は、総理の意向を明

確に理解している。あとは、普通の外交チャンネルが最善を尽して協議している

から、それに任せよう」

* 再びホワイトハウスへ。ロストウに会う。（13日）　（『他策』96-7頁）

　→アメリカ側の佐藤総理への要望

　　①総理は可能最大限に、ジョンソン大統領のベトナム政策とアメリカのアジア政策

に理解と支持を与えること。

　　　　②アメリカの国際収支の改善とドル防衛に協力することを約束する。

　　　③アジア地域への経済援助を促進すること。

　　　　（アジア開発銀行の基金を日本も2億ドルしてほしい。南ベトナムへの積

極的な経済協力）

　　→二、三年内に返還期日を決定する⇒軍部の反発。（安全保障上の保証）

（4）日米首脳会談（14日・15日）⇒日米共同声明（15日）第７項一部

　「総理大臣と大統領は，沖繩および小笠原諸島について隔意なき討議をとげた。総理

大臣は，沖繩の施政権の日本への返還に対する日本政府および日本国民の強い要望を強調し，日米両国政府および両国民の相互理解と信頼の上に立って妥当な解決を早急に求めるべきであると信ずる旨を述べた。総理大臣は，さらに，両国政府がここ両三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した。大統領は，これら諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は，十分理解しているところであると述べた。同時に，総理大臣と大統領は，これら諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果していることを認めた。

　討議の結果，総理大臣と大統領は，日米両国政府が，沖繩の施政権を日本に返還するとの方針の下に，かつ，以上の討議を考慮しつつ，沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19671115.D1J.html>　（下線部－菊地）

　「ベトナム政策支持」　マスコミ・野党・知識人などからの批判

　　若泉　「ベトナム戦争そのものへの歴史的かつ本質的な考察と懐疑は別として、当

時の私は、それは日本の〝代償〟である、と理解していた。」

（ギブ・アンド・テイク）　（『他策』、119頁）

ジョンソンからニクソンへ

（1）ジョンソン・ショック（1968.3.31）

* ベトナム戦争に関する演説

　→北爆の停止・ハノイ（北ベトナム政府）のホー・チ・ミン大統領に対し、和平交渉

を呼びかける。「不出馬宣言」　　　　　　　　　　　　　（『他策』、127頁）

* 1968年の大晦日、ワシントンでウォルト・ロストウ特別補佐官と会う。

　→ロストウから；「自分の後任にヘンリー・キッシンジャーがなることになったが、

彼との間にも、このような直接の関係をもっておくことがお互いに有益だろう。私

からも、よく話しておくから、君も一度会っておいた方がいい」（『他策、171頁』）

（2）1969.1.15、キッシンジャーとの面会

　→若泉の反応；「キッシンジャーはこの時点で、日本に特別の関心もなく、沖縄がどこ

にあるのかさえおそらく正確には知らないような状態であったと思われる。これに

は、私もいささか落胆した。」（『他策』、173-4頁）

⇔ニクソン大統領は1950年代から、日米関係と沖縄問題の重要性を認識し、次第に

その解決の緊要性を理解していた。（『他策』、240頁。第八章参照）

（3）総理の「核抜き」裁断　（『他策』、193頁）

　　→沖縄返還交渉に関して、「白紙」論⇒「核抜き、本土並み」を公に発言

　　　1969年3月10日、参議院予算委員会　前川旦議員（社会党）の質問に対する答弁

　　→保利茂官房長官；「私らも実は半信半疑だった」と述懐。　（『他策』、204頁）

　　　楠田實；「核抜き、本土並み返還に踏み切るについて、佐藤さんは十分な裏付けを

持っていたかどうかということになると謎であると言うしかない。」

（楠田實『首席秘書官 佐藤総理との十年間』文藝春秋、184頁。）

　　　「核抜き」＝「非核三原則」

　　　「本土並み」＝憲法・日米安全保障条約の適用　（『他策』、215頁）

1. 米国家安全保障会議；国家安全保障決定メモランダム（ＮＳＤＭ）第十三号

一九六九年五月二十八日

　国務長官、国防長官、財務長官、中央情報局（ＣＩＡ）長官あて。

　主題・対日政策

　　　（中略）

　沖縄に関して、大統領は、向こう数か月にわたる対日交渉が以下の点を踏まえて行われるよう、そのために必要な文書を、次官級委員会の監督の下、各省東アジア担当者グループが作成すべく指示した。

　一、我々は、以下のことを条件に一九七二年の（沖縄）返還に同意する。すなわ

ち、米軍の使用にとって必要不可欠な点に関して一九六九年中に（日米）合

意ができ、かつその時点までに細部の交渉が完結する。

　二、軍事基地の在来型使用が、とくに朝鮮、台湾、ベトナムとの関連において

最大限自由であることを希望する。

　三、我々は沖縄にある核兵器の存続を望む。ただし（交渉の）他の分野が満足

のいく形で合意するなら、大統領は、緊急時における（核の）貯蔵と通過の

権利を保持することを条件に、交渉の最終段階で、核兵器の撤去を考慮する

用意がある。　　　　　　　　　　　　　　（『読売新聞』1992年5月12日）

「政治的ホットライン」の開設

（1）1969年6月2日、愛知外相の訪米

　　「唯一の原爆被災国としての国民感情を基礎にして、戦略的立場からも核兵器が沖縄

にはなくてもよいのではないかと強調したのに対し、米政府の責任者から『沖縄に核はいらない』ということは明らかにされず、その心証も得られなかったということが、私には一番の気掛かりだった。」（若泉）

→沖縄返還交渉の政治的価値の問題；もし核抜きが達成されなかった場合、

日本国民の反米感情が招来する恐れ。　　　　　　　　　　　　（『他策』、270頁）

（2）ロストウの来日（6月10日～19日、家族旅行）　若泉と接触

　　→「わが友ケイ、佐藤首相は彼を通じて日米両首脳の間に直接のコンフィデンシャル・

チャネルをもつことをそろそろ考えた方がよいのではないかと思うよ。」

（『他策』、271頁）

（3）「政治的ホットライン」

若泉；「両首脳の〝政治的なホットライン〟を開いたらどうですか。

キッシンジャーとならいつでも会えます。」

　　　佐藤；「君、また一肌脱いでやってもらえるかい」　（『他策』、273頁）

1. 7月7日、愛知外相と会う。（佐藤から楠田を通して、会ってほしいと伝える）

　→念のため、愛知から日本政府の交渉上の基本方針を尋ねる。

　　（一）、核抜き、本土並み。

　　（二）、事前協議は適正運用をはかる。

　　（三）、緊急時の核の持ち込みに対して、イエスもありうる。

　　（四）、特別の取り決めや秘密協定は結ばない。　　　　（『他策』、274頁）

　　　→「総理、愛知外務大臣に対しては、キッシンジャーのことはこれ以上話題に

しないで下さい。」総理の個人的代表である（密使）という信任状を携えての

外交へ。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（『他策』、275頁）

1. 7月16日、スタットラー・ヒルトン・ホテルに投宿。

　→翌日、ハルペリンが訪ねる。　（『他策』、280頁）

　　「有事の核の再持ち込みの話だが、どうしても必要なときには〝日本がイエスと言

う〟という保証をせめて両国首脳間での秘密の了解事項とでもしておかないと、そ

して、そのことは両方の後継者をも拘束するものにしておかないと、こっちの議

会や軍部を納得できないのが現状だ」（『他策、281頁』

1. 〝Just Four of us″　（7月21日、キッシンジャーと会う）

　→「ホットライン」開設の確認。ニクソン・キッシンジャー・佐藤・若泉のみ。

　【電話連絡時の暗号】

若泉＝「ミスター・ヨシダ」、キッシンジャー＝「ドクター・ジョーンズ」、

相手の首脳＝「君の友人」（Your Friend）、自分の首脳＝「私の友人」（My Friend）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（『他策』、288－290頁）

1. 佐藤；「どうしても〝核抜き返還〟でいきたい。沖縄について、特別協定を結ぶようなことは、難かしい」（『他策』、303頁）

　⇔若泉；「当時の私としては、アメリカの大統領がそれを不可欠の条件として固執し

てきた場合には、もちろんその内容と形式にもよるが、核抜き返還を達成す

るためなら、多少の秘密取り決めのようなものがあっても仕方がないのでは

ないか、…」（『他策』、304頁）

　　　　「必要悪として、両首脳間のなんらかの秘密とりきめ」も考慮に入れる方が良い

と考えるようになった。（緊急時の核の再持ち込みの権利の保証を必須条件として

求められた場合）　（『他策』、320頁）

　　　※「ギブ・アンド・テイクである以上、八十点はおろか、しばしば五十点でもまず

まずの合格点として我慢しなければならないこともあるのだ。」（『他策』、321頁）

「縄と糸」

1. 愛知・ロジャース会談（7月30日）

　　⇔6月の愛知外相訪米の際に提示した「核抜き・本土並み返還」に対する米側の基本的

な考え方を明らかにした。

1. 有事の際の沖縄基地からの自由発進について日本側の確実な保証が必要である。
2. 核抜きについても簡単には応じられない。

　（『他策』、306頁；「読売新聞」1969年7月31日）

1. 繊維問題

* 「日本の一部の新聞は、日本の繊維業界が米国（というよりニクソン大統領）の求める〝自主規制〟に断固反対であること、したがってやがてこの繊維問題が日米間の大きな対立点になる」ことを報道しており、若泉はそうした記事はほとんど黙殺してしまった。（『他策』、311頁）
* 9月25日、ハルペリン（NSC事務局を辞任することになっていた）に電話

　　　→「いままでどおり、われわれ二人の友情と信頼を基にして話そう。もちろん完全

にコンフィデンシャルだ」（『他策』342頁）

　　　→ハルペリン「繊維問題はニクソン自身にとって国内政治上極めて大事なことなん

だ。日本が自主規制をやらないと、下手すると米議会の立法でやるだろうから、

保護貿易の方へ逆行する危険性がある。」（『他策』344頁）

* 9月26日、キッシンジャーとの会見；繊維問題に言及。（『他策』347－8頁）

　→「核抜きの点だけが私の関心にあった、といっていいぐらい、核問題は私を支配

していた。／したがって、この日、私が別の大変な難問題で、重大なコミット

メントの一歩を踏み出したことには、自分自身もほとんど気がついていなかっ

た。」　（『他策』351頁）

* ニクソンからの二枚のペーパーを佐藤へ　（『他策』、364－365頁）

　①繊維

　「三十日に会って、ことの重大さが分かりました。ニクソン大統領自身の強い要請

として、キッシンジャーがあれほど言うのですから、こちらとしても大統領に対し

てなんとかしてやらねばいけないでしょう。私は専門官でないからよく分かりませ

んが、できるだけのことをして大統領に応えてやって下さい」

②核兵器撤去

「緊急の非常事態に際しては、事前通告だけで核の再導入を認めることを保証して

くれ」→若泉の主張；事前通告を事前協議へ。

「核抜き返還」交渉

（1）11月6日、羽田空港からワシントンへ。当日、佐藤との会談

　　佐藤「核について、特別の取り決めとか、協定、条約などは一切結びたくないんだが、」

　　若泉「その原則は良いでしょう。私も賛成です。唯一の問題点は、いまや核を抜いて

返還させたあとの、再持ち込みと通過の権利を相手にどう保証するかに絞られ

ています。」

　　　　「向うがどうしても書いたもので保証してくれと、と固執して譲らない場合は、

－その可能性は非常に高いのであすが、一つの方法として、合意議事録にして残

し、首脳二人がイニシャルだけサインするというのはどうですか。／絶対に外部

には出さず、他の誰にも話さず、ホワイトハウスと首相官邸の奥深くに一通ずつ、

極秘に保管するということでは」　　　　　　　　　　　　（『他策』、397頁）

　　佐藤「君に委すから、全部まとめてきてくれ給え」　　　　　　（『他策』、398頁）

(2) 　11月6日～11日にかけて　スタットラー・ヒルトン・ホテル

* 五つの草案（コミュニケ案第七項目）

ドラフト1（日本寄り）＞ドラフト5（米国寄り）　（『他策』、404・406頁）

* 「キッシンジャー博士へのメモランダム」（『他策』、411－412頁）

　→「二国間会談よりもむしろ多国間的な基礎の上に取り上げられるべきもの」

　→「沖縄問題を繊維を含む経済的諸問題と分離する政策を取るよう、一貫して主張

してきた事実をとくに強調したいと望んでいる。」

1. 共同声明（第7項）→ドラフトB（ドラフト3）

　　※アメリカにとっての「事前協議」の懸念

　　　極東の有事の際、戦闘作戦行動のために米軍機が迅速に出撃する場合の行動の制約。

　　　「非核三原則」の適用による有事の核兵器の再搬入や貯蔵が「事前協議」によって

妨げられるのではないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　（波多野、217頁）

* 「総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、沖縄の返還に当っては、日米相互協力及び安全保障条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、右の日本政府の政策に背馳しないよう処置する旨を確約した。」

（4）議事録サインのシナリオ　（『他策』、429・432頁）

* オーバル・オフィス（大統領執務室、首脳会談が開かれる。）に隣接した小さな部屋に、会談後、「ふだん誰にもお見せしないんだが、今日は私の好きな美術品を特別にご覧にいれましょう」と言って、佐藤を招き、大統領と二人が入ったらドアを閉める。
* 二人は核問題に関する秘密の合意議事録（同文、二通）にサインし、二人はそれを一通ずつ保持する。

参考文献

1. 神谷不二『戦後史の中の日米関係』新潮社、1989年。
2. 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010年
3. 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス―核密約の真実』（新装版）、文藝春秋、2009年。

【資料】

（1）佐藤栄作総理大臣とリチャード・Ｍ・ニクソン大統領との間の共同声明

（1969年11月21日 ）わが外交の近況（外交青書）第14号

　8．総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびこれを背景とする日本政府

の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保

条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖繩の返還を、右の

日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

12．経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に

注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴

い、特に貿易および国際収支の大幅な不均衡の現状に照らしても、国際貿易および国

際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負つていることを認めた。

これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調し

た。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを

改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易および資本についての制限の縮小をす

みやかに進めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の

品目につき日本の残存輸入数量制限を1971年末までに廃止し、また、残余の品目

の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理

大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来よりいつそう促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なつていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎をいつそう強固にするであろうということに意見の一致をみた。

（2）一九六九年十一月二十一日発表のニクソン米合衆国大統領と佐藤日本国総理大臣によ

る共同声明に関する合意議事録 （1969年11月19日 ）

[出典]　外務省，いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書，74-75頁

米合衆国大統領

　われわれが共同声明で述べたとおりて｛前１文字ママ｝、米国政府の意図は、実際に沖縄の施政権が日本に返還されるときまでに、沖縄からすべての核兵器を撤去することである。そして、それ以降は、共同声明で述べたとおり、日米安全保障条約と関連する諸取決めが沖縄に適用される。

しかしながら、日本を含む極東諸国の防衛のため米国が負っている国際的義務を効果的に遂行するために、米国政府は、極めて重大な緊急事態が生じた際、日本政府との事前協議を経て、核兵器の沖縄への再持ち込みと、沖縄を通過させる権利を必要とするであろう。米国政府は、その場合に好意的な回答を期待する。米国政府は、沖縄に現存する核兵器貯蔵地である、嘉手納、那覇、辺野古、並びにナイキ・ハーキュリーズ基地を、何時でも使用できる状態に維持しておき、極めて重大な緊急事態が生じた時には活用できるよう求める。

　日本国総理大臣

日本国政府は、大統領が述べた前記の極めて重大な緊急事態の際の米国政府の諸要件を理解して、かかる事前協議が行われた場合には、遅滞なくそれらの要件を満たすであろう。

大統領と総理大臣は、この合意議事録を二通作成し、一通ずつ大統領官邸と総理大臣官邸にのみ保管し、かつ、米合衆国大統領と日本国総理大臣との間でのみ最高の機密のうち取り扱うべきものとする、ということに合意した。

一九六九年十一月十九日

ワシントンＤＣにて

Richard Nixon

Eisaku Sato

データベース「世界と日本」<http://worldjpn.grips.ac.jp/>